

特許庁委託

**台湾模倣対策マニュアル  
(実務編)**

2017年3月

公益財団法人 日本台湾交流協会

## 六、民事手続き

模倣に対する民事的救済に関し、制度の概要、流れ、各手続きの基本的事項については、公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016年3月発行）」に記載した内容を参照されたい。本章では、日本企業の知財担当者が実際の実務を行う観点から、実務上の運用、並びにその留意点を解説する。

### （一）保全手続き～仮差押、仮処分

保全命令とは、権利者の権利を保全するために、その確定、実現までの間に、裁判所によってされる仮差押、仮処分、暫定状態を定める仮処分などの裁判所命令のことである。

特に、知的財産侵害事件では、知的財産侵害者が侵害商品を製造、販売している場合、専利（特許、実用新案、意匠が含まれる。以下同じ）、商標、著作権などの権利者は膨大な損害を被るため、一刻も早く法律を通じ、侵害者の侵害行為を差し止めることが重要である。したがって、権利者は、民事判決が確定するまで待つのではなく、「仮処分」又は「暫定状態を定める仮処分」を裁判所に申立てることを検討すべきである。

知的財産案件審理法（智慧財産案件審理法）第22条1項、第7条に基づき、知的財産侵害事件に関する仮差押、仮処分、暫定状態を定める仮処分は、民事事件の1審、2審と同様に、専門の智慧財産法院が管轄している。以下、智慧財産法院の実務状況を説明する。

#### 1. 暫定状態を定める仮処分の審理

理論上、仮処分とは、「金銭請求以外の請求について強制執行を保全する」ことを目的とする「仮処分」（民事訴訟法第532条）、と「紛争にかかる法律関係において、重大な損害を防ぎ、又は緊急な危険を回避する」ことを目的とする「暫定状態を定める仮処分」（民事訴訟法第538条1項、2項）に区別されるが、裁判所の実務においては、知的財産侵害事件は主に「暫定状態を定める仮処分」を利用するので、以下では、「暫定状態を定める仮処分」を対象とし、実務上の状況を説明する。

暫定状態を定める仮処分の要件として、民事訴訟法第538条では、「争いがある法律関係について債権者に生ずる重大な損害又は緊急な危険を避けるためにこれを必要とするとき」と規定されている。この法条の要件事実について、申

立人は「疎明」<sup>23</sup>の責任を負う。疎明不足の場合、裁判所は、その申立てを却下することになる（知的財産案件審理法《智慧財産案件審理法》第22条2項）。また、裁判所は、暫定状態を定める仮処分を認めるかを審理する際は、具体的に、申立人勝訴の可能性、権利の有効性及び侵害された事実に加え、申立てを認めた場合当事者に回復できない損害を与えるか、双方の損害の程度、公衆利益への影響などの要素を総合的に判断しなければならない（知的財産案件審理法細則《智慧財産案件審理法細則》第37条3項）。

また、一般の保全命令は秘密審理で行われるが、この「暫定状態を定める仮処分」（申立手数料はNT\$1,000元）は、被申立人（本案訴訟の被告）への影響が非常に大きいと見られるため、申立人が被申立人に通知すべきではない特殊な事情があることを立証できた場合を除き、原則として被申立人に意見陳述の機会を与えなければならない旨規定されている（知的財産案件審理法《智慧財産案件審理法》第22条4項）。よって、一旦、権利者が「暫定状態を定める仮処分」を申し立てれば、相手方がそれを知り、隠蔽工作を行う可能性があるため、注意する必要がある。

仮処分申立てを認められた場合、強制執行法第132条により、債権者は仮処分決定を受けてから30日以内に強制執行の申立てをしなければ執行することが出来なくなる。侵害訴訟に関する暫定状態を定める仮処分の強制執行については、例えば専利侵害の場合、実務上、裁判所は、「被申立人は、対象製品を製造、販売してはならない」との暫定状態を定める仮処分決定を送達して決定を遵守するよう被申立人に命じ、被申立人が違反した場合、課徴金を課する方法（強制執行法第140条準用第129条1項）で強制執行しているが、被申立人が更に違反した場合、上記「被申立人は対象製品を製造、販売してはならない」との暫定状態を定める仮処分決定に基づき、被申立人が所在する地方裁判所に対し、模倣業者の工場・倉庫から裁判所の支配下の倉庫に模倣品を搬送し、保管するよう請求することが考えられる（強制執行法第140条準用第129条第2項）。

商標権侵害の場合、裁判所は「申立人が担保金を供した場合、被申立人は同一又は類似する指定商品に係争商標と同一又は類似する商標を使用してはならない」などの暫定状態を定める仮処分決定（智慧財産法院105(2016)年度民暫字第10号民事裁定）を被申立人に送達することにより、決定を遵守するよう被申立人に命じ、被申立人が違反した場合に課徴金を課する方法（強制執行法第140条準用第129条第1項）で強制執行している。

暫定状態を定める仮処分はあくまで保全処分であるため、当事者間の問題を

---

<sup>23</sup> 訴訟法上、裁判官に、一応確からしいという推測を得させる程度の挙証をすることをいう。「証明」という用語に対して用いられる。

訴訟で解決することを促すために、裁判所は、一定の期間（通常は仮処分決定送達後30日）内に訴訟を提起するよう権利者に命じることになる。期間内に訴訟を提起しなかった場合、相手方の請求または裁判所の職権で暫定状態を定める仮処分を取消することができる（知的財産案件審理法《智慧財産案件審理法》第22条5項）。

したがって、社内の意思決定にかなりの時間を要する日本企業にとっては、委任状の手配から社内での根回しまで、あらかじめ「暫定状態を定める仮処分」と侵害訴訟提起の可否を合わせて検討する必要があると考えられる。

## 2. 仮差押<sup>24</sup>の審理

仮差押は、金銭の請求又は金銭の請求に代えることができる請求についての強制執行を保全するために、強制執行の対象となる債務者の所有財産の現状をそのまま維持することを目的とする保全処分である。すなわち、権利者が仮差押を通じて損害の回収を図る手段である。

実務上の運用では、「暫定状態を定める仮処分」と異なり、仮差押の審理は、非公開で行われ、債務者である被申立人に意見陳述の機会是与えられない。例えば、裁判所が仮差押を許可する裁定が下りても、被申立人に隠蔽工作の時間を与えないように、被申立人には通知しない。

ちなみに、規定上は仮差押事件の裁判所の決定に対して抗告ができ、「抗告手続きにおいて、抗告の受理裁判所は債権者及び債務者に意見を述べる機会を与えなければならない」という条文(民事訴訟法第528条2項)はある。実務上は、裁判所が仮差押を認めた場合、当該仮差押決定に基づき執行することとなり、債務者が当該執行により仮差押の存在を知ることになる。一方、裁判所が仮差押の申立てを却下し、申立人がそれに対して抗告した場合、仮差押の目的（被申立人が隠蔽工作を行う前に、その財産を保全するという）を達成するために、被申立人には通知しない。

裁判所の審理ポイントは、仮差押の理由の有無である。最高裁判例では以下のように述べられている。

「仮差押の理由」は、民事訴訟法第523条1項によれば、債務者が将来強制執行できなくなるおそれ、又は執行が困難となるおそれがあることを指す。例えば、債務者が財産を浪費し、負担が増加し、又は財産に不利益な処分をし、無資力状態になる場合、又は債務者が遠方に行き、行方不明となり、財

---

<sup>24</sup> 仮差押制度の概要について、公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016年3月発行）」232頁ご参照。

産を隠蔽した場合、又は、債権者が催告をしたが依然として返済を拒絶した場合において、さらに債務者の職業、資産、信用などの状況を総合的に判断すると、既存財産の資力が失われる状態に達したとき、又は債権者の債権額と大きく差があるとき、又は財務上の異変があるときなどにこれが認められる。債務者が返済を拒絶したという理由だけでは、直ちに仮差押の理由があると認定することはできない（最高裁 105 年台抗字第 576 号民事判決）。

したがって、仮差押申立の成功率を高めるために、仮差押を提起する前に、模倣業者である債務者について、上記のいずれかの要件が存在するかを調査することをお勧めする。

## （二）本案訴訟の請求

---

### 1. 付帯民事訴訟について

刑事付帯民事訴訟は、「犯罪により損害を受けた者は、刑事訴訟手続において付帯的に民事訴訟を提起でき、被告人及び民法による損害賠償責任を負う者に対し、損害の回復を請求できる」という制度である（刑事訴訟法 487 条）。通常の民事訴訟と比較すると、台湾の刑事付帯民事訴訟制度を利用する主なメリットは、裁判所費用が不要であることで、その他の手続きはほぼ同じである。

理論上、一般の民事事件では、当該刑事事件を審理する刑事法廷が刑事附帯民事訴訟を審理するとされているが、実務上は同じ地方裁判所の民事法廷に移送され、専門の民事法廷において一般の民事事件と変わらない審理が行われることが多く、一方、智慧財産法院（知財裁判所）では、同一の法廷で刑事事件と刑事附帯民事訴訟を審理、判決することになる<sup>25</sup>。

ただし、刑事訴訟法第 488 条によれば、刑事訴訟第 2 審の口頭弁論終結前に刑事付帯民事訴訟を提起しなければならないので、時期に注意する必要がある。また、台湾の民法 197 条及び専利法 96 条 6 項、商標法 69 条 4 項、著作権法 89 条の 1 では、不法行為の訴訟時効はいずれも 2 年で、権利者が侵害行為及び賠償義務者を知った日又は知り得た日から起算される。これは、日本の民法第 724 条に規定されている「3 年」よりも短い。なお、「権利者が侵害行為を知った日又は知り得た日」は、被告が立証責任を負うが、一般的には遅くとも被告に警告書が届いた時点から時効の進行が開始するので留意すべきである。

---

<sup>25</sup> 具体例として、智慧財産法院 104(2015)年度刑智上易字第 55 号刑事判決と智慧財産法院 104(2015)年度附民上字第 15 号民事判決ご参照。

## 2. 請求内容

民事訴訟の目的は、被告に懲罰を与えることではなく、権利者の損害を回復するのであり、一般の民事訴訟より、知的財産事件上の請求内容は柔軟で多様である。

専利に基づく場合、侵害業者の侵害行為を停止するよう差止請求できることに加え、金銭の損害賠償、侵害品及び侵害行為にかかわる原料と器具を廃棄するよう請求することもできる（専利法 96 条）。

商標権に基づく場合、模倣業者の侵害行為を停止するよう差止請求できることに加え、金銭の損害賠償、模倣品及び侵害行為にかかわる原料と器具を廃棄するよう請求することもできる（商標法 69 条）。

著作権に基づく場合、差止請求（著作権法第 84 条）、損害賠償（著作権法第 88 条）、模倣品及びその原料、製造器具の廃棄（著作権法第 88 条の 1）のほか、被告の費用で判決書の全部又は一部を新聞紙に掲載するよう（著作権法第 89 条）請求することもできる。判決書の全部又は一部を新聞紙に掲載することは、現地における他の業者に警告する効果を有すると考えられる。ただし、侵害者の侵害事実を認めつつも、被害の回復と掲載の必要性の両方を考慮し、掲載を命じなかった判決がある。（智慧財産法院 102(2013)年度民著上字第 2 号民事判決）。

損害賠償請求と異なり、差止請求は故意・過失などの主観的要件が要求されず、裁判所に認められる可能性が比較的高いと考えられる。

また、差止請求の訴額及び裁判所費用の算定については、裁判所の職権で決定されることになるが、算定不能の場合、訴額は台湾ドル 165 万元と認定される<sup>26</sup>。この場合の裁判費用は台湾ドル 17,335 元となるが、実務上、原告の差止請求を妨害するために、被告は全力で「差止請求により原告が得る利益は膨大であり、高額な訴額又は裁判費用を算定すべきである」と主張してくることが予想される。また、裁判費用に関する裁判所の決定に対しては、最高裁まで抗告、再抗告できるので、被告は、裁判費用の算定を用いて訴訟を遅延させようとする可能性を否定できない。

被告が同意した場合、又は請求の基礎事実が同一である場合などを除き、原則として、訴状が被告に送達された後は訴えの変更ができない（民事訴訟法第

---

<sup>26</sup> 民事訴訟法第 77 条の 12「訴額が算定困難である場合、同法第 466 条で定められる第 3 審に上告できる最低金額（注：現在は台湾ドル 150 万元）の十分の一を加算する。」

255 条)。従って、被告の反論を想定しつつ、後日訴えを追加、変更する必要が生じないように、訴訟を提起する際に十分請求事項を検討すべきである。

### 3. 被告の選定

まず、制度上、模倣業者の代表者個人も、会社の業務執行に際し法令に違反して他者に損害を与えた場合、当該他者に対して会社と連帯して損害賠償責任を負う（会社法 23 条 2 項）。模倣業者の代表者個人に圧力を与えるために、実務上、知的財産侵害事件では、提訴する際に、模倣業者の代表者個人も被告にすることが多い。

また、提訴の相手方は、模倣品を製造する製造業者はもちろん、外国から模倣品を輸入する輸入業者、及び店頭又はネットで模倣品を陳列・販売する販売業者も、被告とすることが考えられる。

ただし、差止請求と異なり、上記模倣業者に対し損害賠償を請求する場合、被告の「故意、過失」という主観的要件が要求されるため（専利法 96 条 2 項、商標法 69 条 3 項、著作権法第 88 条 1 項）、提訴前に詳しく被告の様態ごとに「故意、過失」の有無を検討する必要がある。

特に台湾の専利法には、日本の専利法 103 条のような「過失の推定」の規定が設けられていないので、侵害者の「故意・過失」の有無がよく争点になる。実務では、専利権は登録及び公告の制度を採用している以上、同業界の競合他社であれば、その商品の生産、販売の前に、他人の専利を侵害するか最低限の調査する義務を有するところ、調査を行わず、なお製造、販売した場合、少なくとも他人の専利を侵害したことにつき「過失」があると認定した判決がある（智慧財産法院 100(2011)年度民専訴字第 40 号民事判決）。

商標権に基づく訴訟については、同業界の専門的業者であれば、合理ではない低価格で購入する場合専門的業者の経営能力により合理的にみて真正品ではないのではないかとという疑問が生じるはずであり、その能力の範囲内でその真偽について合理的調査を行うべきであるので、何ら調査をせず単なる提供者の取得ルートを信じた場合、主観上被告が係争商標の存在を明らかに知っていたかはともかくとして、少なくとも他人の商標を侵害することにつき「過失」があると認定した判決がある（智慧財産法院 100(2011)年度民商上字第 4 号民事判決）。ただし、被告が夜市の屋台又は小売業者である場合、常に新しい商標の公告に注意する能力はないため、係争商標が公告されてからたった 3 ヶ月で摘発された場合に、「原告の商標を侵害する『故意、過失』はなかった」と判示された例もある（智慧財産法院 103(2014)年度民商上易字第 3 号民事判決）。

#### 4. 請求の主体（原告）

原告となれる知的財産権者は、著作権者、台湾の智慧財産局（日本の特許庁に相当）に登録済みの専利権者、商標権者である。また、日本及び台湾はともに WTO の加盟国であるので、日本人が日本において創作した著作物が日本法に基づきまだ存続期間内であれば、台湾の著作権法の保護対象となる（著作権法第4条2号）。

##### (1) 専用使用権を許諾した場合

台湾の著作権法によれば、権利者は、他人に通常使用権と専用使用権を許諾することができる。著作権法第37条4項では、「専用使用権者は、権利を許諾した範囲において、著作財産権者として権利を行使し、自己の名義で訴訟上の行為を行使することができる。原著作財産権者は、専用使用の範囲については、権利の行使をしてはならない」と規定されている。例えば日本企業が台湾代理店に専用使用権を許諾した場合、許諾された実施権の範囲内では、第三者による著作権の使用を排除することができるのは、その専用使用権者である台湾代理店のみで、著作権者である日本企業は権利行使できず、提訴しても原告適格がないとして訴えは却下されることになるので、留意すべきである。

一方、専利、商標については、他人に専用使用権を許諾した場合でも、契約において当事者間に別段の合意があれば、権利者も自己の名義で提訴できることになる（専利法96条4項、商標法39条6項解釈）い。

専利、商標の専用使用権を智慧財産局に登録していない場合に専用使用権者が自己の名義で権利行使できるかについては、実務の見解は多岐にわたっている。登録をしなくても提訴できるという判決があった<sup>27</sup>ものの、最高裁の見解が統一されていないので、専用使用権者の名義で提訴する場合、提訴前に、専用使用権の登録手続きの完了及び専用使用期間を確認した方がよい。

##### (2) 通常使用権を許諾した場合

一方、例えば日本企業が台湾代理店に通常使用権を許諾した場合、通常使用権者は、自己の名義で模倣品業者を提訴できないので、専利権者、商標権者又は著作権者である日本企業の名義で提訴しなければならない。さもないければ、訴えを却下されることになるので注意すべきである。

---

<sup>27</sup> 商標の場合については、「智慧財産法院 103(2014)年度民商上字第 14 号民事判決」を参照されたい。専利の場合については、「智慧財産法院 102(2013)年度民專訴字第 43 号民事判決」を参照されたい。



提訴の際、たとえその商標権者又は著作権者が、外国法人又は団体として台湾で会社登記又は認許（法人としての資格を認める）の手続きしていなくとも、外国法人又は団体を保護するために、各法律に基づき民事提訴できるとされている（専利法 102 条、商標法第 99 条、著作権法 102 条では、刑事告訴できることのみが規定されているが、実務上、民事訴訟を提起することもできる）。

## 5. 賠償の算定、証明

賠償額は、侵害の態様、侵害行為により得た利益、そして侵害者の悪意など、様々な要素にかかわるので、一概には言えず、基本的に下記のように異なる方法で計算される。

<p>専利侵害 (専利法 97 条)</p>	<p>一、民法 216 条に基づき、権利者は、侵害期間に侵害により受けた損失又は逸失利益（得べかりし利益又は失われた利益）を請求できる</p> <p>二、侵害行為により得た利益</p> <p>三、他人に使用権を許諾する際の合理的なライセンス料</p>
<p>商標権侵害 (商標法 71 条)</p>	<p>一、民法216条に基づき、権利者は、侵害期間に侵害により受けた損失又は逸失利益（得べかりし利益又は失われた利益）を請求できる</p> <p>二、侵害行為により得た利益（侵害者がその費用又は必要経費を立証できない場合、その営業収入の全部を利益と見なす）。</p> <p>三、摘発された侵害商品の販売価格の1,500倍以下の金額を損害賠償額とできる（摘発された侵害商品が1,500件を超える場合、総額で損害賠償額を決める）。</p> <p>四、商標権者が他人に使用権を許諾する際のライセンス料</p>
<p>著作権侵害 (著作権法 88 条)</p>	<p>一、民法216条に従い、権利者が侵害期間に侵害により受けた損失又は逸失利益（得べかりし利益又は失われた利益）を請求できる</p> <p>二、侵害行為により得た利益（侵害者がその費用又は必要経費を立証できない場合、その営業収入の全部を利益と見なす）。</p> <p>法定賠償額：被害者がその損害額を立証できない場合、裁判所は権利侵害行為の情状に基づき、NT\$1 万～100 万の損</p>

	害賠償額を職権で決定できる。侵害行為が故意で悪質な場合、裁判所は NT\$500 万までの賠償金に増額できる。
--	---

実務上、権利者が侵害期間に侵害により受けた損失又は逸失利益を立証するためには、権利者は、例えば侵害期間の間に真正品の単価又は販売数が減少したことを示す営業報告書などの証拠を提出する必要がある。そして、売上の減少が侵害者の侵害行為と因果関係を有することを証明する必要がある。

実務上、商標権者が商標法 71 条 3 号に基づき「摘発された侵害商品の販売価格の 1,500 倍以下の金額を損害賠償額とする」ことを主張する際に、侵害者が販売している模倣商品が数種類ある場合、解釈上、各商品の販売価格に一定の倍数をかけて計算するのではなく、各商品の販売価格によって一旦平均販売価格を算出した上、一定の倍数（例えば 700 倍、裁判所の職権で決まる）をかけて計算すべきとした判決がある（智慧財産法院 104(2015)年度附民上字第 15 号民事判決）。また、他人に使用权を許諾した際のライセンス料を立証するためには、類似の商品についてのライセンス契約書の提出は欠かせない。

侵害者が侵害行為により得た利益については、侵害商品の販売量に当該商品の個別収益を乗じて算定するので、それを立証するために、侵害期間の侵害品の単価又は販売数を記載しておき、侵害者が当局に提出した文書、例えば税関輸入申告書、法人税申告書を裁判所に申請することができる。また、商業帳簿などの文書の提出を被告に命じるよう、裁判所に申請することもできる（文書提出命令、民事訴訟法 344 条）。

## 6. 侵害鑑定

知的財産侵害訴訟の中で、侵害事実を立証するために第三者機関に鑑定を依頼すべきか否かについては、費用と時間がかかるため権利者にとっては非常に重要な問題である。

### (1) 裁判所を経由せず、鑑定を依頼する場合

専利侵害訴訟の場合、係争製品が係争専利（当該発明）の技術的範囲に入るかについては、やはり技術的な判断が要求される。裁判所を経由せず、権利者が自ら第三者機関に鑑定を依頼した場合、当該鑑定報告の結果は、裁判所を拘束する効力がなく、裁判所は、自らの判断で第三者機関の技術鑑定の結論を覆すことが可能である。

著作権侵害訴訟の場合、被告は、特に無断で改作された侵害品が真正品と類似しているかを争ってくることが多い。その類似性という争点に対し、裁判所を経由せず、権利者が自ら第三者機関に鑑定を依頼した場合、被告も別

の第三者機関に鑑定を依頼し、正反対の結論が書かれた鑑定書をもって対抗してこることもあり得る。

## (2) 裁判所を経由し、鑑定を依頼する場合

一方、裁判所を経由して、第三者機関に鑑定を依頼する場合、やはり原告の権利者が鑑定費用を支払うが、その鑑定の結果は、裁判所に対しかなりの影響力があると考えられる。ただし、公正を保つために、手続き以外の実質事項について、権利者は第三者機関と議論することはできない。したがって、鑑定の第三者機関を決める前に、この第三者機関の選定が非常に重要であり、判決の結果にもつながるので、事前に弁護士などの専門家と相談し、第三者機関の候補リストを裁判所に提出したほうがよい。

## (三) 訴訟期間と費用

「表 1」<sup>28</sup>のとおり、最近 5 年間の智慧財産法院が審理した第一審民事訴訟（専利、商標、著作権のほか、公平交易法の事件も含む）の審理期間については、一件あたりの事件終結までの平均日数は、2011 年は 209 日であったのが、2015 年には 278.28 日となっており年々増加している。

表 1：最近 5 年の智慧財産法院が審理した第一審民事訴訟の受理及び審理状況

	受理の件数			既決	未結	一件あたりの 事件終結まで の平均日数
	合計	旧事件	新事件			
2011 年	652	191	461	490	162	209
2012 年	736	162	574	541	195	225.29
2013 年	687	195	492	476	211	231.57
2014 年	725	211	514	506	219	233.61
2015 年	664	219	445	475	189	278.28

<sup>28</sup> 智慧財産法院 HP:

[http://ipc.judicial.gov.tw/ipr\\_internet/index.php?view=article&catid=39%3A2013-01-07-03-11-41&id=1126%3A1&tmpl=component&print=1&layout=default&page=&option=com\\_content&Itemid=100061](http://ipc.judicial.gov.tw/ipr_internet/index.php?view=article&catid=39%3A2013-01-07-03-11-41&id=1126%3A1&tmpl=component&print=1&layout=default&page=&option=com_content&Itemid=100061)(訪問日：2016 年 11 月 09 日)

また、「表2」<sup>29</sup>のとおり、最近5年間の智慧財産法院が審理した第二審民事訴訟（専利、商標、著作権のほか、公平交易法の事件も含む）の審理期間については、一件あたりの事件終結までの平均日数は、2001年は220.85日であったのが、2005年には253.70日となっており、やはり年々増加している。

表二：最近5年の智慧財産法院が審理した第二審民事訴訟の受理及び審理状況

	受理の件数			既決	未結	一件あたりの 事件終結まで の平均日数
	合計	旧事件	新事件			
2011年	380	144	236	268	112	220.85
2012年	327	112	215	222	105	204.26
2013年	343	105	238	222	121	216.70
2014年	321	121	200	196	125	215.91
2015年	340	125	215	215	125	253.70

事件の内容により訴訟期間が変化することはいうまでもない。模倣業者と訴訟又は和解のいずれで解決を図るかは、訴訟の審理期間も含めて考える必要がある。

また、費用について、一般的には、知的財産侵害事件の弁護士費用（報酬）は、事件の内容（事案の難易、事件の処理に要する時間・労力など）、事件の処理をするために必要な実費（交通費、通信費、鑑定費用、裁判所費用<sup>30</sup>など）を別として、各事務所の基準に応じて決まる。

また、日本と異なり、台湾では基本的に「成功報酬」の制度（事件等が終了したときに、成功の程度に応じて、委任事務処理の対価として依頼者は報酬を支払する制度）は存在せず、名目上も、報酬の種類として、着手金や報酬の区別もない。

<sup>29</sup> 智慧財産法院 HP:

[http://ipc.judicial.gov.tw/ipr\\_internet/index.php?view=article&catid=39%3A2013-01-07-03-11-41&id=1126%3A1&tmpl=component&print=1&layout=default&page=&option=com\\_content&Itemid=100061](http://ipc.judicial.gov.tw/ipr_internet/index.php?view=article&catid=39%3A2013-01-07-03-11-41&id=1126%3A1&tmpl=component&print=1&layout=default&page=&option=com_content&Itemid=100061) (訪問日: 2016年11月09日)

<sup>30</sup> 裁判所費用の概要について、公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016年3月発行）」、212頁ご参照。

## (四) 和解

---

訴訟の途中で、当事者双方の合意によって和解が成立した場合、訴訟を取下げることができる。和解は、当事者双方の妥協によって成立するものであるから、事後の紛争処理が円滑に履行される場合が多く、時間的にも迅速な解決を得られるというメリットがある。判決以外に訴訟を終了させる方式の一つである。

また、和解とは、実際には「裁判上の和解」と「裁判外の和解」に分かれる。「裁判上の和解<sup>31</sup>」が成立したときには、その内容が和解調書に記載され、和解調書は確定判決と同一の効力があり（民事訴訟法第 380 条）、裁判せずとも強制執行ができる効力がある。他方、「裁判外の和解」の場合、それが成立しても、和解契約について改めて裁判所の審理を経なければならない。したがって、「裁判上の和解」の方が権利者にとって有利だと認識されている。

調査、警告状発送、そして民事、刑事の手続を実行した後、模倣品侵害業者から和解の提案を受けた場合、権利者は、模倣品侵害業者と交渉の上、和解するかを検討することができる。和解の条件については、一般的には、和解金の支払以外に、各事件の個別状況に応じて、「模倣品の在庫の引渡し」、「模倣品の廃棄」、「謝罪文の掲載（模倣品侵害業者の自社ウェブサイト又は大手新聞紙、メディア、雑誌）」又は「再び侵害しないこと。再び侵害した場合は、懲罰的違約金を支払う旨の誓約書の発行」などの条件を権利者が模倣品侵害業者に要求することが多い。

和解又は判決のいずれで解決を図るかは、権利者にとって極めて難しい問題である。権利者が希望する条件、被告から提供された条件を総合的に考える必要がある。詳細は、本マニュアル第 11 章「侵害再発防止の心掛け」を参照されたい。

---

<sup>31</sup> 裁判上の和解については、公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016 年 3 月発行）」、235 頁ご参照。

# 産業財産権における模倣対策のご案内

公益財団法人日本台湾交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催  
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置  
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、公益財団法人日本台湾交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp

[特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル（実務編）

---

平成29年3月 発行

【禁無断転載】

発行者 舟 町 仁 志

発行所 公益財団法人 日本台湾交流協会  
東京都港区六本木3-16-33  
青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 ニッケイ印刷

執筆協力：理律法律事務所（LEE AND LI Attorneys-at-Law）

台北市敦化北路201号7階

---